

大阪市人事監察委員会について（関連規定）

<大阪市職員基本条例><http://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000142658.html>

第30条 任命権者は、懲戒処分を行うか否かの決定及びその量定の決定にあたっては、第55条の規定による大阪市人事監察委員会（以下「人事監察委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第63条 この条例の規定によりその権限に属するとされた事項について、調査を行わせるとともに、諮問に応じて審議し、意見を述べさせるため、市長の附属機関として人事監察委員会を置く。

第64条 人事監察委員会は、委員15人以内で組織する。

2. 委員は、人格が高潔であり、職員の人事に関する事項に関し公正な判断をすることができるとともに、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
3. 市長は、前項の規定により委員の委嘱を行った場合は、速やかに当該委員の氏名を公表しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
4. 委員の任期は2年とし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
5. 市長は、委員のうちから委員長を指名する。
6. 委員長は、人事監察委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
7. 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

<大阪市人事監察委員会議事運営要綱>

<http://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000198566.html>

第1条 大阪市人事監察委員会（以下「委員会」という。）の開催にあたっては、開催日の10日前までに委員長が他の委員に対し召集の通知を行うものとする。

2. 前項の召集を行うときは、委員長は、議事の内容を明らかにしなければならない。

第2条 委員会に、次の部会を置く。

- (1) 職員分限懲戒部会
- (2) 教職員分限懲戒部会
- (3) 退職管理部会

第3条 委員会は、大阪市職員基本条例第55条の規定により委員会が所掌する事務のうち、委員長が特に重要と認めるものについて調査審議する。

2. 前条の部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 教職員分限懲戒部会

教職員の分限処分、懲戒処分を行うか否かの決定及びその処分内容の決定にあたっての意見具申その他の必要な事項に関する調査審議

- (3) 略

第4条 会議の司会進行は、委員長が行うものとする。

2. 職員が委員会で発言するときは、委員長の許可又は指示によらなければならない。

第5条 委員会の議事録は、委員会開催後、速やかに大阪市人事室において作成し、所定の手続きにより公開するとともに、委員に配布しなければならない。

第6条 委員長は、委員会の開催時期、議事等の決定その他委員会の運営に必要な事項について、適宜、大阪市人事室との間で、運営会議を開催することができる。

第7条 略

2. 前3条の規定は、第2条第2号の部会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第4条及び第6条中「委員長」とあるのは「部会長」と、第5条及び第6条中「大阪市人事室」とあるのは「大阪市教育委員会事務局」と、第5条中「委員」とあるのは、「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

<大阪市人事監察委員会傍聴要領>

1. 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2. 略

3. 略

4. その他

本要領は、部会の会議においても準用するものとし、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとします。